最終更新日：2015年4月22日

インフォテリア株式会社
代表取締役社長 平野 洋一郎
問合せ先：03-5718-1250
証券コード：3853
www.infoteria.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な事業成長を通じて株主、お客様、従業員等の関係者をはじめ、広く社会に貢献する企業となることを経営目標としております。このため、透明性及び健全性の高い企業経営を目指し、会社創立時から社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、役員・従業員へのコンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
平野 洋一郎	1,960,000	17.23
北原 淑行	903,200	7.94
パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社	550,000	4.83
株式会社サン・クロレラ	526,000	4.62
日本証券金融株式会社	371,100	3.26
杉本　貴史	337,100	2.96
日本テクノロジーベンチャーパートナーズ アイ参号投資事業有限責任組合	287,100	2.52
資産管理サービス信託銀行株式会社	279,000	2.45
株式会社ミロク情報サービス	264,000	2.32
古谷 和雄	240,000	2.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤 周三	他の会社の出身者											
Anis Uzzaman	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 周三	○	当社独立役員	当社、社外取締役の齋藤 周三氏は、リコーグループにおいて海外子会社の経営に豊富な経験と幅広い見識を有しており、複数の海外子 会社を抱える当社の重要事項の決定及び業務 執行の監督等に十分な役割を果たして頂くとともに経営の妥当性・適正性を確保するために貢献頂きます。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けてい る事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利

			益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
Anis Uzzaman		―――	当社、社外取締役のAnis Uzzaman氏はシリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルの代表で、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後当社が、海外において新たな技術領域に投資を行うにあたり、重要事項の決 定及び業務執行の監督等に十分な役割を果た して頂くとともに経営の妥当性・適正性を確保するために貢献頂きます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による会計監査時の往査及び講評に際して、内部監査人とともに臨席し会社の会計状況について説明を受け、意見及び情報交換を
行っております。また、内部監査人が、内部監査の実施状況を常勤監査役に通知するとともに、日常的に情報交換を行うことで内部統制組織の監視、牽制を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤　明夫	弁護士													
井上 雄二	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　明夫	○	当社独立役員	当社社外監査役の佐藤 明夫氏は、弁護士としての豊富な法知識と経験により、当社の健全 なる経営と成長のために取締役の職務執行に対する監査を行って頂いております。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けてい る事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
井上 雄二	○	当社独立役員	当社社外監査役の井上 雄二氏は、株式会社リコー本社およびグループ企業経営での業務を通じて培われた企業経営者としての幅広い経験と見識に加え、株式会社リコーにおいて、常任監査役(常勤)として海外子会社、関連会社を含めた監査の経験と見識を有しており、今後当社が世界展開を行っていく上で、当社の健全なる経営と成長のために取締役の職務執行に対する監査を行って頂きます。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けてい る事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的としストック、ストックオプション等を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的としストック、ストックオプション等を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年３月期
取締役に対して支払った報酬等の総額 56,740千円（うち社外取締役に対する報酬等の総額 7,608千円）

1. 上記の報酬は、株主総会で定められた年額報酬額内で、取締役については取締役会の決議により決定しております。
   また、取締役の報酬について別枠で、平成24年６月23日開催の第14回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円 以内（うち社外取締役４百万円）と決議いただいております。
2. 上記の取締役の報酬等には、ストック・オプションの当事業年度における費用計上額として、次の金額を含んでおります。取締役４名 5,040千円（うち社外取締役２名 1,008千円）。
3. 上記には、平成25年６月22日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役２名の在任中の報酬を含んでおります。
4. 役員ごとの報酬等につきましては、１億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。
5. 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議による年額総額内で各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が算定し、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役及び監査役に配信するメールグループを用い日常的に社内情報を提供することで、社外役員の活動をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

業務執行の状況
1. 取締役会
   経営の重要事項の意思決定機関である取締役会は、定時取締役会が毎月１回、これに加えて必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。なお、コーポレート・ガバナンス強化のために社外取締役は原則２名以上を置く方針であります。

2. 経営会議
   経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、担当本部長、担当副本部長で構成されています。また、必要に応じて担当部門長を召集し、具体的な報告を行わせる　ことがあります。日常業務執行における意思決定機関である経営会議は、毎月２回開催しております。なお、当社の執行役員は、業務執行における意思決定の迅速化を図るため、執行役員規程に則り取締役会の承認を得て各事業の執行責任を委譲された者であり、経営会議に参加し、業務執行にあたっての報告および決議事項の速やかな執行を行う義務を負っております。（男女別の構成につきましては、すべて男性です。）

監査・監督の状況
1. 監査役会
   当社は監査役制度を採用しております。取締役の業務執行を監査する機関である監査役会は、定時監査役会が毎月１回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会に出席し、経営全般に対する監督を行っております。さらに、常勤監査役は経営会議にも出席し、経営全般に対する監査を行っております。
   また、会計監査人による会計監査時の往査及び講評に際して、内部監査人とともに臨席し、会社の会計状況について説明を受け、意見及び情報交換を行っております。

2. 内部監査
   内部統制の有効性及び実際の業務執行状況につきましては、経営管理部に属する内部監査担当者が内部監査人として、各部門と連携し必要な内部監査を継続的に実施しております。また、内部監査担当者は、監査役や会計監査人との意見交換等により内部統制の充実を図っております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告し、改善すべき事項については被監査部門に通知し、改善状況を確認しております。
   なお、経営管理部に対する内部監査は、代表取締役社長の命により社長室が実施しております。

指名、報酬決定の状況
   取締役の選任については、経営会議及び取締役会で審議の上、株主総会に付議しております。
株主総会の決議による年額総額内で各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が算定し、取締役会の決議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制の概要と現状のガバナンス体制の選択理由
   当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が業務執行状況の監査機能として有効であると判断し、監査役会設置会社にしております。監査役会は社外監査役２名と社内監査役１名の３名で構成され毎月１回、さらに必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当及び会計監査人と定期的に情報交換を実施しているほか、各監査役は毎回の取締役会に出席し独立性の高い第三者的観点から意見を述べており、意思決定や業務執行に対し適正な監査が確保されるものと考えております。
   当社は、創立時から社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むこととし、充分な経験と知識を有した社外取締役に当社の事業及び業界に関する意見及び情報交換を通じ意思決定の妥当性に資しており、取締役５名中２名が社外取締役となっております。
   当社は、従業員数100名未満の小規模な組織であり、現状の体制は組織規模に応じた適切なものであると考えております。
以上を理由として、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、6月の中旬に実施するようにしております。平成26年度の定時株主総会は6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使ができる制度を採用しております。
その他	本社近隣の交通の便の良い会場を選定するとともに、招集通知など株主総会関連情報を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京1回、大阪1回、熊本1回、福岡1回の年間4回を会場にて開催。 また、四半期毎に年4回をインターネット上で開催。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に年4回をインターネット上で開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	www.infoteria.com/jp/ir/ において、以下の開示を行っております。（予定含む） 1. 決算短信 2. 有価証券報告書・四半期報告書 3. IRスケジュール4. 企業情報（資本金、主要株主、子会社等）5. 株式情報（発行済株式総数、売買単位、決算期、基準日、株主名簿管理人等）6. 電子公告 など	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社では、適時開示については経営管理部が、ウェブサイトなどによる情報開示や投資家向け説明会などについては経営企画室がそれぞれ担当し、定期的及 び随時開催する情報開示ミーティングにて集約してまいります。	
その他	IRメールの発信・スケジュールやホームページ更新情報の電子メール配信	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	自社サイトにおける情報開示を通じて、広くステークスホルダーに対して情報提供を行っております。また、IRポリシーを策定しております。（http://www.infoteria.com/jp/ir/policy/）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の基本的な考え方及び内部統制システム構築に関する体制及び整備状況は下記になります。

1. 基本方針策定に当たっての考え方
当社は、「発想と挑戦」、「世界的視野」、「幸せの連鎖」という3つの経営理念を基に、世界中に価値を提供する企業となるべく挑戦を続けています。当社は、この経営理念の下、企業価値の向上に向けて、業務執行の透明性、公正性及び効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスを充実させ、実効性のある内部統制システムを整備するため、次のとおり基本方針を定めるものとします。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)コンプライアンス体制に係る規程を整備し、取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、コンプライアンスの教育等を行い、内部統制部門がコンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとします。
(2)当社は、社外取締役の招聘により、取締役会の経営監視機能を強化し、経営の透明性と公正性の確保を図っております。
(3)当社取締役会の諮問機関としてアドバイザリーボードを設置し、社外有識者から様々な助言・提言を頂き、それらを当社グループの経営全般に役立てています。
(4)当社における法令違反行為の通報に関する規程を定め、社内外に通報窓口を設置しております。また、通報を行ったことを理由として、通報者に不利益な取り扱いは行わないものとします。
(5)反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たないものとし、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をすることとしております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会その他の重要な会議の議事録、取締役の職務執行に係る文書等の記録については、法令及び社内規程に基づいて保存し管理しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門において対応するとともに、必要に応じて全社的な意思決定機関で審議しております。主管部門は、事業に関連する他の部門を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図るものとします。
(2)新たに生じた重要なリスクについては、適時に取締役会を開催し、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。
(3)内部統制部門は、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に代表取締役に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会の運営に関する規程を定め、原則として毎月開催する他、必要に応じて機動的に開催することとしております。
(2)取締役会の決議により、一定分野の業務執行を担当する執行役員を選任しております。執行役員は、取締役会で決定した当社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行します。
(3)取締役会は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等に基づいて各当取締役の担当を明確化するとともに、事業計画において取締役、使用人が共有する目標を定め、この浸透を図るとともに目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な目標達成の方法を定めております。また、取締役会は、目標の達成程度の評価を通じて、執行状況を監督することとしております。
(4)業務執行に関する意思統一を図るため、グループ経営委員会及び経営会議をおき、各々原則として毎月１回開催することとしております。
(5)ITの適切な利用を通じて経営の効率化とリスク管理の両立を図っております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。
(2)財務報告に係る業務プロセスは、各部門による整備・運用状況の自己点検の他、内部監査部門によるモニタリングを通じて適切な内部統制の維持を図っています。

7. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ各社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、任命された取締役は、それぞれの職務分担に従い、法令順守体制、リスク管理体制を構築し、グループ会社の経営管理を実施します。
(2)取締役及び使用人の子会社へ派遣を通じ、子会社において適切な内部統制システムの構築を図っております。
(3)子会社の管理は、子会社の自主性を尊重しつつ、経営上の重要な事項については、事前の報告を義務づけ、当社と子会社で協議しております。このうち、一定の事項については、取締役会の付議事項としております。また、経営内容を把握するため定期的な報告を求めています。
(4)グループ各社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)内部統制部門所属の使用人が監査役の職務を補助するとともに、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置することとしております。
(2)監査役に必要な命令を受けた使用人は、その命令を誠実に履行するものとし、取締役その他の指揮命令を受けないものとしております。
(3)監査役の職務を補助する使用人の人事異動については、監査役会の意見を尊重し決定するものとします。

9. 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社及び当社グループにおける重大な法令・定款違反、不正行為、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告することとしております。
(2)監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて必要な都度遅滞なく行うこととしております。
(3)当社及び当社グループの取締役、執行役員、使用人及び業務を執行する者は、監査役が業務執行に関する事項の報告を求めた時には、これに協力するものとします。
(4)監査役に報告を行ったことを理由として、報告者に不利益な取り扱いは行わないものとします。
(5)監査役は、内部監査担当及び会計監査人と定期的に情報交換を実施するほか、監査役会に取締役の出席を求め、取締役の業務執行状況

について報告を受けております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもち、取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の整備をすることとしております。
(2)監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要な会議にも出席し、必要に応じて意見を述べることとしております。
(3)監査役が、その職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、会社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒否しないこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
反社会的勢力と関係をもつことは企業価値を著しく減じることになり、また、反社会的勢力との関係を遮断することは社会的責任を果たす上からも重要であると考えております。
このため、反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる旨内部統制に係る基本方針に定めております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況
1）反社会的勢力に対する対応部門として経営管理部が統括部署となり、社長室と連携を取りながら、随時、関係行政機関や顧問弁護士と相談、助言、指導を受ける体制で臨みます。
2）反社会的勢力の経営活動への関与を防止するため、取引先については原則として民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係が無いことを調査しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

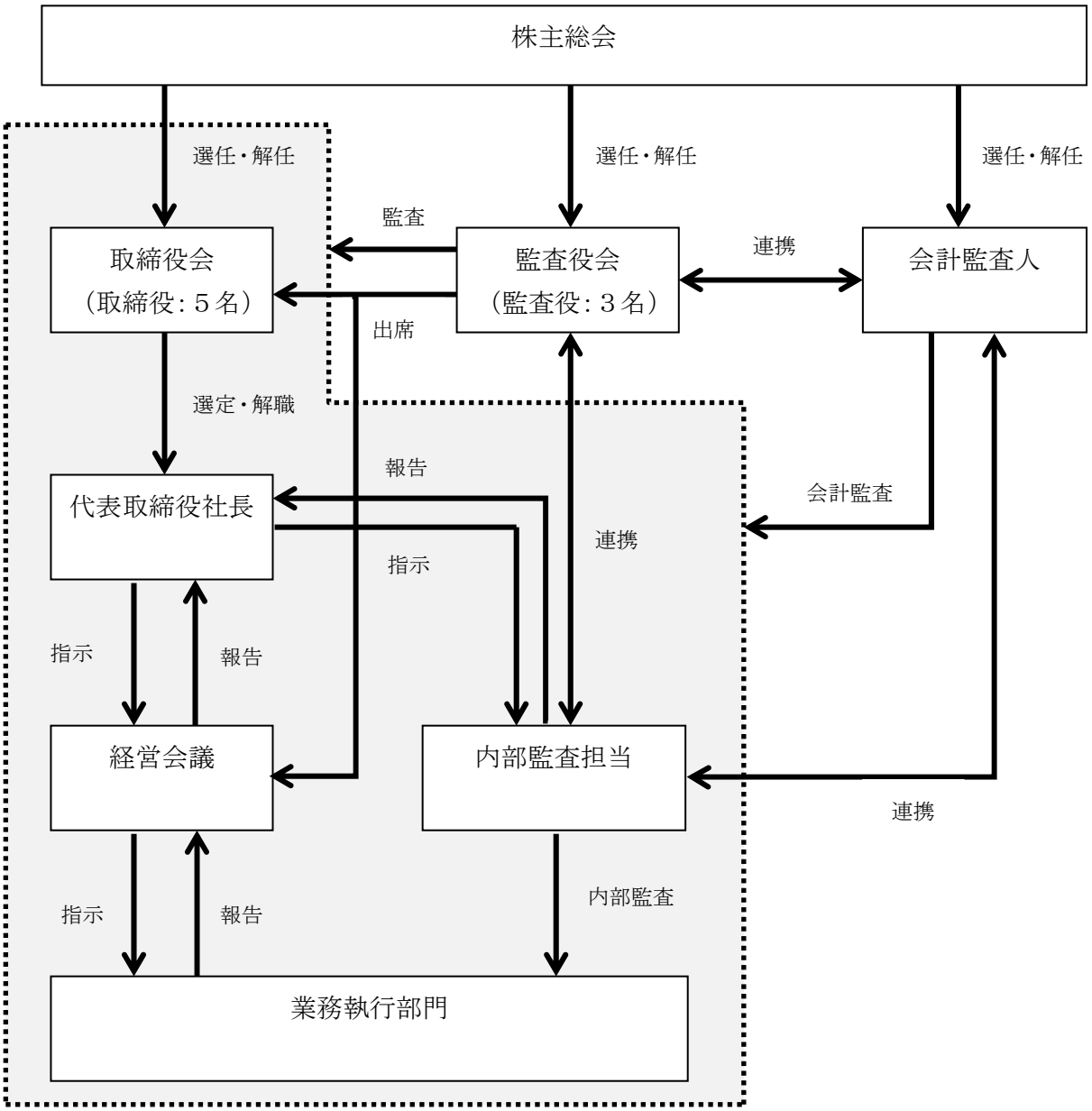
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査
取締役会
（取締役：５名）
監査役会
（監査役：３名）
連携
会計監査人
出席
選定・解職
報告
代表取締役社長
会計監査
連携
指示
指示
報告
経営会議
内部監査担当
連携
指示
報告
内部監査
業務執行部門